

聖籠町告示第29号

聖籠町民生委員児童委員協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される民生委員・児童委員がその職務を円滑に遂行できるよう、聖籠町民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 協議会の運営及び事業に要する経費
- (2) 民生委員・児童委員の活動に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、272万円以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協議会の会長は、別に定める期日までに、町長に対し補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該書類を審査して、補助金の交付の可否を決定し、受理した日から10日以内に通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。